

○地籍調査事業における標識等の保全に関する規則

平成 8 年 3 月 25 日

規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する地籍調査によって設置した標識等の損傷又は滅失を防止するために、その管理保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において標識等とは地籍図根三角点及び地籍図根多角点をいう。

(管理保全)

第 3 条 標識等は、何人も移転、損傷、その他の行為により、標識等の効用を害してはならない。

2 町長は標識等を点検し、管理するものとする。

(標識等の一時撤去又は移転の届出)

第 4 条 標識等の敷地又はその付近で、標識等の損傷その他その効用を害するおそれがある行為をしようとする者は、町長に対してその行為 1 箇月前までに地籍調査標識等一時撤去・移転申請書（様式第 1 号）の届出をし、協議しなければならない。

(許可書の交付)

第 5 条 町長は、前条の地籍調査標識等一時撤去・移転申請書に基づき調査を行い、一時撤去又は移転の必要があると認めたときは、標識等一時撤去・移転許可書（様式第 2 号）によりこれを許可するものとし、一時撤去又は移転の必要がないと認めるときは、その旨を通知すると共に当該行為の施工に関して標識等を保全するため必要な措置を講ずることを指示するものとする。

第 6 条 前条の許可を受けた者は、行為の完了時に標識等の効用に害を及ぼさなかったかどうかを確認するため、観測結果に観測手簿を付して町長に報告しなければならない。

2 前項の規定による確認は、行為の着手前と行為の完了後との観測結果の対比により行うものとし、測量方法及び測量制限並びに合否の判定は、地籍調査作業規定準則及び同運用基準による。

3 この測量は、測量士又は測量士補の資格を有する者により行わせなければならない。

(標識等の原状回復等)

第 7 条 工事等の施工者がその行為により標識等の効用を害したときは、地籍調査作業規程準則及び同運用基準により当該標識等を原状回復しなければならない。

(費用の負担)

第8条 この規則による標識等の保全、効用に害を及ぼさなかったことの有無の観測、一時撤去、移転及び原状回復に要する費用は、工事等の施工者が負担しなければならない。

2 前項の規定による費用のうち町長が特に認めるものについては、これを減免することができるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、取扱いに関する必要事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。